

4 高齢者雇用

70歳以上も働ける制度のある企業が31.5%に——厚労省集計

厚生労働省は1月8日、「令和2（2020）年高齢者の雇用状況」を発表した。それによると、66歳以上まで働ける制度のある企業は2.6%増加の33.4%、70歳以上まで働ける制度のある企業は2.6%増加の31.5%となっている。

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（高齢者雇用安定法）」では、高齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる生涯現役社会の実現を目的に、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高齢者の雇用状況の報告を求めている。また、本年4月には改正高齢者雇用安定法が施行され、70歳までの就業確保措置を講じることが努力義務となる。今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員数31人以上の企業16万4,151社の状況をまとめたもの。

定年年齢到達者の85.5%が継続雇用

高齢者雇用確保措置を実施済の企業の割合は、対前年0.1%増加の99.9%となった。内訳は「定年制の廃止」が2.7%（対前年比変動なし）、「定年の引上げ」が20.9%（同1.5%増加）、「継続雇用制度の導入」が76.4%（同1.5%減少）となっている。

なお、「継続雇用制度の導入」をしている企業のうち、希望者全員を対象とする企業は74.5%（同1.5%増加）となっている。一方、高齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準が

ある継続雇用制度を導入している企業（経過措置適用企業）は25.5%（同1.5%減少）となっている。

定年を65歳とする企業は18.4%（同1.2%増加）。企業規模別に見ると、中小企業（31～300人規模）では19.2%（同1.3%増加）、大企業（301人以上規模）では11.9%（同1.3%増加）となっている。

過去1年間（令和元年6月1日から令和2年5月31日）の60歳定年企業における定年年齢到達者（36万3,027人）のうち、継続雇用された者は31万267人（85.5%）だった。継続雇用を希望しない定年退職者は5万2,180人（14.4%）、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は580人（0.2%）となっている。

66歳以上まで働ける制度のある企業は33.4%

66歳以上まで働ける制度のある企業の割合は、33.4%（同2.6%増加）となっている。内訳は「定年制の廃止」が2.7%、「66歳以上定年」が2.4%、「希望者全員66歳以上の継続雇用制度」が7.5%、「基準該当者66歳以上の継続雇用制度」が10.9%、「その他の制度で66歳以上まで雇用」が9.8%となっている。

企業規模別に見ると、中小企業では34.0%（同2.6%増加）、大企業では28.2%（同2.9%増加）が66歳以上まで働ける制度を導入している。

70歳以上まで働ける制度のある企業の割合は、31.5%（同2.6%増加）となっている。内訳は「定年制の廃止」が2.7%、「70歳以上定年」が1.5%、「希

望者全員70歳以上の継続雇用制度」が7.1%、「基準該当者70歳以上の継続雇用制度」が10.5%、「その他の制度で70歳以上まで雇用」が9.6%となっている。

企業規模別に見ると、中小企業では32.1%（同2.5%増加）、大企業では26.1%（同2.8%増加）が70歳以上まで働ける制度を導入している。

希望者全員66歳以上の継続雇用制度は12.7%に

希望者全員が66歳以上まで働ける企業（「定年制の廃止」、「66歳以上定年」、「希望者全員66歳以上の継続雇用制度」のいずれかを実施している企業）の割合は12.7%（同1.0%増加）となっている。

企業規模別に見ると、中小企業では13.6%（同1.0%増加）、大企業では4.8%（同0.6%増加）となっている。

60歳以上の常用労働者数は雇用確保措置義務化前より265万人増加

高齢労働者の状況について見ると、31人以上規模企業における常用労働者数（約3,234万人）のうち、60歳以上の常用労働者数は約409万人で12.7%を占めている。年齢階級別に見ると、60～64歳が約224万人、65～69歳が約117万人、70歳以上が約68万人となっている。

また、51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は約370万人で、雇用確保措置の義務化前（2005年）と比較すると約265万人の増加となっている。

（調査部）